

第5集

# すてきな まちに



じんけんポッポちゃん

2009(平成21)年 3月発行

野洲市／野洲市教育委員会／野洲市人権啓発推進協議会

## ❁❁❁ 発刊にあたって ❁❁❁

本市においては、「のびのび自由に」、「ワクワク楽しく」、「しっかりと安全・安心」のできるまちの実現に向け、賑わいと安心の「もっと元気な野洲」づくりに取り組んでいます。

この啓発冊子も「すてきなまちに」という名前になってから、第5集目を数えます。

今回、本誌では、インターネットや携帯電話の普及に伴う人権侵害の事例や身近に起こった差別落書き事件をとおして、その内容を掲載しています。

また、今日なお続く部落を排除、忌避する意識が作り上げられた明治以降の部落史を中心に取り上げて、編集しました。

ぜひ、ご一読いただき、研修などに活用下さい。

2009（平成21）年3月

野洲市長

野洲市教育委員会 教育長

野洲市人権啓発推進協議会 会長

山仲 善彰

南出 儀一郎

富田 多恵子

## 目次

### 野洲市「人権尊重のまち」宣言

「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」平和都市宣言……………1

❁Ⅰ 今なお、部落差別は生きています……………2

❁Ⅱ なぜ部落差別は残ったのか？—近代<明治以降>の部落史—……………6

❁Ⅲ 2008年度人権尊重をめざす人権作品紹介……………13

## 野洲市「人権尊重のまち」宣言

人権とは、人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにして持っている基本的な権利です。

わたしたちは、「人権の共存」を基本にかかげ、人権を侵さず、侵されず、たがいに助け合い、明るく住みよい地域社会を築きます。

そのために、わたしたち一人ひとりが人権の尊重と擁護について正しい理解と認識を深め、誰もが大切にされ安心して暮らせるまちづくりへの実践を誓い、ここに野洲市「人権尊重のまち」とすることを宣言します。

平成 18 年 2 月 25 日

野洲市

## 「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」 平和都市宣言

世界の平和の実現と核兵器の廃絶は、わたしたち人類共通の願いです。

しかし、今なお、核兵器の脅威をはじめ、悲惨な争いがあとをたたず、人類の平和と地球環境が脅かされています。

わたしたちは、世界で唯一の被爆国の国民として、広島、長崎のような悲惨な体験に二度と繰り返さないよう、非核三原則を堅持し、すべての国のあらゆる核兵器をすみやかに廃絶しなければなりません。

戦後、日本は憲法で恒久平和を宣言し、安全と生存のための努力を今日まで続けてきました。再び戦禍を被ることなく、わたしたちは平和の恩恵を享受しています。この自由で健康な日々を送れることの喜びを世界中の人々と共有できることを強く望みます。

わたしたち野洲市民は、人権と環境がすべてにおいて守られている社会の実現をめざすとともに、世界の恒久平和と核兵器廃絶を誓い、ここに「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」を平和都市とすることを宣言します。

平成 18 年 2 月 25 日

野洲市



# 今なお、部落差別は生きています

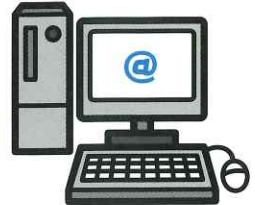
## 1. 情報社会が生み出す人権侵害

インターネット上にこんな書き込みがあったとすればあなたはどのように感じますか

「〇〇（地名）は、部落ですか？」

「〇〇（地名）ってやばいの？その子とつきあい始めたんだけど」

「〇〇（地名）って、やたらと〇〇（国名）人が多くない？治安が心配だ」



現実にあるインターネット上のサイト（掲示板）に載せられた内容です。「〇〇」の地名はいずれも滋賀県内の地名です。こんな文章を書き、部落差別や外国人差別を煽動する書き込みがインターネット上に氾濫しています。

現代社会のひずみが、このような現状を生み出しているものと考えられます。

### ❖ いったいどんな人が何の目的で書き込んでいるのでしょうか。

掲示板などに差別書き込みをしている人物像を推測すると

- ① 他人を誹謗・中傷することで、日常のストレスを発散させている人（愉快犯＝世間を騒がせ、その反響を楽しむことを目的とする犯罪。また、その犯人）
- ② いろいろな差別情報に惑わされ、自分自身が持っている差別性をさらに高めてしまい、差別情報に同調する人（同調者）
- ③ 自分自身の書き込みは差別ではないと正当化し、「被差別の立場の人々」とのマイナス的な出会いや見聞きした体験を第三者に伝えることは正しいと信じ込んでいる人（差別への加担者）
- ④ 差別書き込みを誘導する人（差別を煽動する人）

このように、いくつかの人物像が浮かんできます。

インターネット上には、個人や地域・団体などに対する差別の助長・煽動や誹謗中傷行為、予断と偏見に基づく差別情報の流布、暴力・わいせつ画像なども含め、さまざまな有害情報が横行し、氾濫しています。

さらに、被差別部落（以下、この冊子では「部落」と表記します。）やその出身者、障がい者、外国人、在日コリアン、ハンセン病回復者、女性、高齢者等といった、社会的にさまざまな形で厳しい状況に置かれた人々に対する誹謗中傷の書き込みが多数存在しています。

これら電子掲示板上に横行・氾濫する差別書き込み事象は、言うまでもなく差別落書き・差別投書・差別電話などと同様、それ以上の現実の差別事象です。

したがって、これは決して直接的当事者間の問題だけではなく、放置することのできない重大な社会問題と言えます。

## ❖ こうした行為をなくすためにわたしたちにできること

- ① 不平や不満などストレスがたまりにくい社会を築く必要があります。そのためには、人と人が豊かにつながっていく関係をつくり出すことが大切です。
- ② 同和問題や人権問題を「正しく理解する」ことが必要です。もし、誤った見方や考え方を持っていたとすれば、差別情報に同調してしまうからです。
- ③ わたしたちはいろいろな体験をしながら育ちます。その中で、マイナス的な体験が予断や偏見になってしまっていたとするなら、今一度、違った角度から自分自身やその体験を振り返ってみてはどうでしょうか。自分の中にある差別性に気づくことができるのではないのでしょうか。

## ❖ 子どもたちの世界でも

情報社会での人権侵害の現実、子どもたちにも影響を与えています。学校裏サイトといわれる掲示板が、マスコミでも大きな問題として取りあげられていますが、子どもたちの間で携帯電話を利用し、誹謗、中傷する内容が、日常的に書き込みされている現状があります。

携帯電話が、保護者の知らない間に子どもたちと有害情報や悪意のある人とをつなぐものになってしまっています。防犯のために子どもに与えた携帯電話が、逆に犯罪やトラブルに巻き込まれてしまうことが現実になっていること、さらに人権を侵害するために使われていることなどを自覚する必要があります。子どもに携帯電話を与える場合、この点をよくふまえて子どもとよく話し合い、利用のルールを決めておくことが大切です。

(学校裏サイトの内容から)

○○○○高校

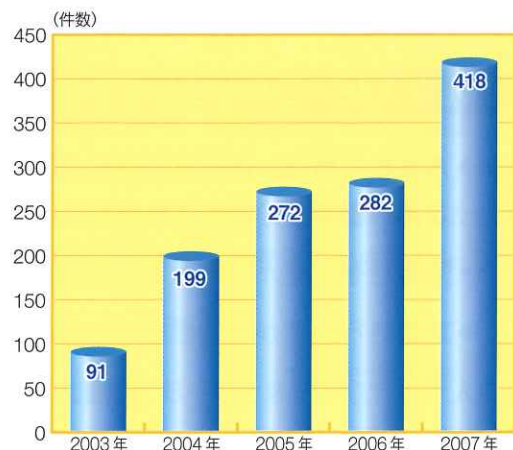
・○○○○(#8)

1 [名無しさん]  
死ねばいいのに

2 [名無しさん]  
本間死ねばいいのに

4 [名無しさん]  
まじキモイ！顔デカいし黒いし…顔見てたら吐きそう。  
早くこの世から消えてほしい！

インターネット上の人権侵害に関する全国的傾向を見てみましょう。法務省人権擁護機関が対応した人権侵犯事件件数は、グラフで示すように増加の一途をたどっています。2007年には418件と、さらにインターネットを利用した人権侵害は増えています。法務省の調査以上に表には出てこないものもあり、この数字は氷山の一角とも言えます。



## 2. S社路線バス差別落書き事件から

### 事件の概要

2007（平成19）年7月25日午前9時25分頃、S社の営業所に駐車していた路線バスの後部広告看板（白地 縦50cm 横131cm）に、「エタバス」（大きさ縦41cm 横85cm）という差別落書きがされていました。この路線バスの運転をしているAさんは部落出身で、地元で部落解放の運動をしている人でした。

調査の結果、だれが落書きをしたのかははっきりと分かりませんでした。しかし、この路線バスは営業所の一番奥に駐車しており、また、事務所には昼夜だれかが待機し、夜中は宿直者がいることなどから、外部の人が書いたとは考えにくい状況にあります。Aさんが部落出身であることや部落解放運動に携わっていることを知ったうえで、差別落書きをした可能性が強いと考えられます。



### ❖ この事件から見えてくること

#### 今回の差別落書き内容の差別性

「エタバス」の「エタ」とは近世の賤民身分の呼び名で、漢字では「穢多」と表記され、「ケガレが多い」という意味からして差別性が最も強い言葉です。そして、基本的人権そのものを否定し、侵害する「差別語」で決して許されるものではありません。

このような言葉が生き続けている要因に、近代以降差別が伝承されてきたことがあります。

「差別」は、部落の人たちの尊い命を奪ってきました。凶器ともいべき「部落差別」が現存する今、部落の人たちは恐怖におびえざるを得ない社会的状況におかれていることが、この事件から改めて明確になりました。

#### どんな人が、どんな目的で落書きをしたのでしょうか。

- ◆ Aさんが管理、運行する路線バスの後部広告看板に「エタバス」と書かれたことは、Aさんが部落出身ということから、この差別行為は確信的、意図的なものと言わざるを得ません。
- ◆ 落書きをした人は、部落に対して強い予断と偏見をもっています。
- ◆ 落書き行為者が、怨恨をはらすことを目的に部落差別を利用した可能性があり、きわめて深刻と言えます。

## ❖ Aさんの思い

Aさんはこの会社に入社した35年前に、4人の同僚から結婚差別を受け、一度退職しています。その後、復職しましたが、今回の差別落書きも重なり、はかり知れないショックを受けました。また、同僚が結婚差別の根深さを理解していないことや、会社や社員の部落問題や人権に関する意識の低さに不満と憤りを感じていました。

会社として、この事件の被害者であるAさんに対する支えや人権を回復させることが十分にできておらず、また、社員に対する人権をはじめとする悩みの相談体制が不十分でした。Aさんはこのような環境の中で仕事をせざるを得ませんでした。

しかし、Aさんの救いとなったのが部落解放運動と出会い、参加したことでした。「差別は、差別するほうが悪い」「泣き寝入りしても、差別はなくなる」「差別をなくすために闘うことの必要性」を学びました。そして、結婚差別をした社員との人間関係を修復し、今後も、自らが先頭に立って人権問題に取り組んでいく決意を持っています。

**Aさんの生き方からも、差別をなくそうとする仲間の支えがいかに大切かがわかります。**

### 差別落書き事件が発生した土壌を考えてみましょう。

- ◆ 社員の部落問題の認識が低かったと考えられます。
- ◆ 会社に相談体制がなく、人権尊重の面から見て、社員間の人間関係に問題があったと考えられます。
- ◆ 会社として、主体的に部落差別をなくすという姿勢が育っていなかったと考えられます。
- ◆ 会社として、差別を受けたAさんへの支えが不足していたことや、Aさんの立場に立つという基本姿勢がなかったのではないのでしょうか。などが考えられます。

差別をなくしていくためには、こうしたことを克服していかなければなりません。つまり社員の部落問題の認識を高め、社員同士の人間関係をよくして、会社の姿勢も見直していく必要があります。何よりも、相手の立場に立つということが大切です。これは企業だけでなく、地域社会においても同様です。

### 「差別落書きをさせない許さない運動」を！

差別や偏見にもとづき、人の心を傷つける「差別語」などを用いた落書きが「差別落書き」です。市内でもこのような落書きが、公衆電話や公衆便所などで過去にも発生しています。これをなくすためには、すべての人々が「差別落書きは悪質で卑劣な行為であり、許さない」という共通の理解を深めていくことが重要なことです。こうした趣旨を市民の皆様に啓発するため、野洲市人権啓発推進協議会では「差別落書きをさせない許さない運動」を展開しています。落書きは消したら終わりではありません。差別落書きを生み出している社会システムをみんなで変えていきましょう。

### 差別落書きを見つけたら

「落書き」は犯罪行為です。また差別落書きをそのまま放置しておくことは、それを見た人に新たな差別意識を植えつけたり、差別意識を強めさせたり、差別を助長し、拡散させることとなります。差別落書きを発見したときは、ただちに市役所へ連絡してください。

# II

## なぜ部落差別は残ったのか？ —近代〈明治以降〉の部落史—

「今なお、部落差別は生きています」で述べてきたように、部落を排除し、忌避する意識が、私たちに内在しています。

明治以降の社会意識が、今日の差別意識をつくり出しています。本集では、近代（明治時代以降）から現代までの部落史を、主に取り上げてみました。

近代社会の歴史を振り返り、部落差別がなぜ存在してきたのかを、次に考えてみましょう。

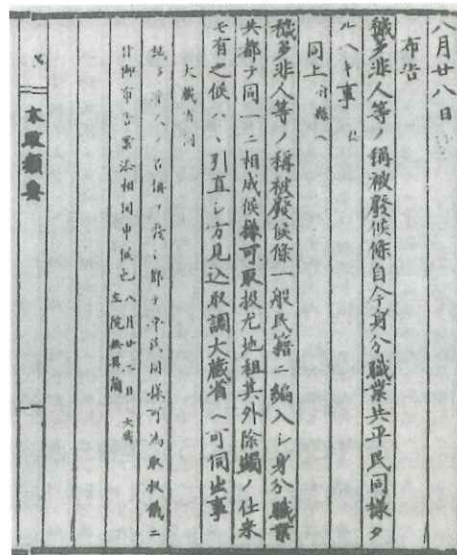


### ❖ 解放令は出たけれども、解決されなかった実態

明治新政府は、江戸時代の身分制度を廃止し、天皇の一族は皇族、公家と大名は華族、武士は士族、百姓と町人は平民としました。1871年（明治4年）に、「穢多・非人等」の差別された人々の呼び名を廃止して、身分・職業を平民と同じにするという布告（解放令）を出しました。しかし、解放令が出された翌年に作られた戸籍制度（壬申戸籍）には、差別されていた人々に対して、平民ではなく新平民などの差別的な表記をするところもありました。

新政府の政策に不満を持った民衆が、社会の枠外に位置付けられていた部落の人と、同じ身分にされると誤解したこと、また、解放令によって自分たちの権利を主張しだした部落の人たちへの反発として、解放令に反対する一揆が起きました。

解放令は、封建的な身分制度をなくしましたが、実質的な平等にはなりませんでした。



かいほうれい せんみんはいしれい ▶  
解放令（賤民廃止令）

### 明治維新で行われた近代化の基礎となった三つの改革

- ア 税制・地租改正（近代的な土地所有権を認め、国家財政の基礎を固める）
- イ 学制・義務教育（6歳以上の男女すべてが小学校教育を受ける）
- ウ 兵制・国民皆兵（20歳に達した男子に兵役に服させる）



政府は、富国強兵、殖産興業をスローガンに、急速に資本主義化を推し進めましたが、士族の反乱（西南戦争）を抑える戦費調達のために不換紙幣（金貨や銀貨との交換が保証されていない紙幣）を濫発した結果、大規模なインフレが発生しました。

この事態に対して、政府は松方デフレ政策をとりました。しかし、江戸時代から部落だけが行ってきた皮革業に、大資本が入ってきて、それまでの産業が奪われ、貧困化が進みました。別の仕事に就きたくても、厳しい差別の現実があり、就くことができませんでした。

このように、部落固有の職業（皮革業・死牛馬の解体、市中の取締りや刑の執行など）に資金力のある企業の参入や、近代警察機構が整備されたことは、部落の職業を奪いました。

そのために、差別された人々は生活の困窮を招き、子どもたちも低賃金で働かざるを得なくなり、就学の機会が奪われました。

また、生活や環境が悪化してスラム化が急速に進み、住環境が劣悪になってきました。感染するとたちまち死にいたる病のコレラが流行しはじめると、部落は「不潔」な場所として警戒や治安の対象とされ、たまたま部落で患者が出ると、あたかもそこがコレラ発生の温床であるかのように見なされました。これまでの厳しい差別（「ケガレ」意識）に加え、貧困・不衛生などに対する「衛生思想」が差別を支える新たな根拠として広がってきました。

さらに、ある特定の民族・人種を他に比べて優れたものと考え、そうした優れた民族・人種こそ弱肉強食・優勝劣敗の法則に従って繁栄していくべきだとする「優生思想」の考え方が、富国強兵政策とあいまって浸透していきました。その結果として、障がい者や病者、部落などは淘汰されるべき対象とみなされていきます。

近代化に伴って、「貧困」、「不就学」、「不衛生」等はよくないという社会の価値観が強くなり、旧来の差別意識と新たな社会意識が重なって、近代化から取り残されざるを得なかった部落に対する差別意識が強まりました。

特に、ハンセン病は、感染力の極めて弱い「らい菌」で発症する慢性の細菌感染症にもかかわらず、当時は遺伝病と考えられ、患者は一生涯隔離されました。ハンセン病絶滅政策により、警察官を動員して「患者狩り」を行い、自分たちの道府県にはハンセン病の患者の存在を許さないとする「無らい県運動」へと突き進んでいきました。

ハンセン病患者に対して、家族や地域とのかかわりを分断し、強制収容、終身隔離、断種などのさなざまな人権侵害が行われました。



## ◆ 平等な世の中を求めて、水平社は生まれた

第一次世界大戦をきっかけに、国内では物が不足し、米の買い占めから米価がはね上がったため、米の安売りを求める米騒動が全国に広がりました。

この時期、憲政擁護運動、普通選挙などの民衆の政治参加を広めようとする大正デモクラシーが起こり、そのなかから、労働運動、女性解放運動や社会主義運動などの民衆自身の自主的な運動が発展してきました。

その影響を受けて、奈良の西光万吉や阪本清一郎らが中心となり、全国水平社を創立しました。

1922年（大正11年）3月3日、京都の岡崎公会堂で全国から多くの部落の人々が参加し、自主的な集団の力によって差別をなくそうと、全国水平社の創立大会が行われました。特に、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」で結ばれる水平社宣言は、すべての人の人権が尊重される世の中をつくることをめざした内容で、日本ではじめての人権宣言とされています。

全国水平社の創立は、いわゆる解放令以降の部落の人々の長い闘いのなかから生まれ、厳しい差別に負けず、自らの力で差別をなくそうとする自主的で組織的な部落解放運動の出発点となったでき事でした。これ以降全国に地方水平社が生まれました。

全国水平社の初代委員長をつとめたのは、近江八幡市出身の南梅吉でありました。また、滋賀県水平社が甲賀市（旧甲南町）で創立されました。

### ▼全国水平社の宣言、綱領

#### 綱 領

- 一、特殊部落民は部落民自身の行動によつて絶対の解放を期す
- 一、吾々特殊部落民は絶対に経済の自由と職業の自由を社会に要求し以て獲得を期す
- 一、吾等は人間性の原理に覺醒し人類最高の完成に向つて突進す

#### 宣 言

全國に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。

長い間虐められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法で、多くの人々によつてなされた吾等の爲めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によつて、又他の人々によつて毎に人間を冒瀆されて来た罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を動かすの如き運動は、かへつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、眞行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥取られ、ケモノの心臓を裂く代償として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その荆冠を祝福される時が来たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によつて、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を動かす事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱い光を願求禮讃するものである。

水平社は、かくして生れた。  
人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月

# 水 平 社

## 「あなたは、『糾弾』という言葉が誤解していませんか？」

水平社が推し進めてきた差別言動への糾弾闘争に対して、部落外の人々は「部落の人々は怖い」といった新たな差別意識を拡大し、警察権力や行政もそうした意識を助長しました。

しかし、糾弾は、間違った観念を改めさせ、差別意識を払拭し、差別を許さない人に変革する教育であり、学びの場です。糾弾は怖いものではなく、差別することに気づかないことが怖いのです。

### ◇糾弾を受けて学んだこと（ある市民の方からの手記）

私は、20年程前に差別発言事件を起こし糾弾を受けました。今も、世間で「糾弾は怖い」という思いが強く残っていて「糾弾って」どういうことなのか、これまでの経験から私なりに感じていることを話したく思います。

10代のころ社会へ出ますと、「部落は怖い」「集団で押し掛けてくる」などの会話がなされるなかで、「部落は怖い」意識が糾弾を受けるまで強く残っていました。差別発言事件から、糾弾を受けることとなり、当初は「糾弾って、えらいことになった」という思いがありましたが、糾弾会で気づいたのは、「なぜ、差別発言に至ったのか、なぜ、部落についてマイナスイメージを持つのか」などの問いかけに、私自身の差別意識を問われているのではと思いました。

糾弾を受けるなかで、部落の人から怖い目にあったことも、集団で押し掛けられたこともないのに、それが事実であるかのように信じていた私ってなんなのだろうと、部落差別にかかわる様々な意識を自分自身の内面に問いかけました。そこで、「糾弾って、自分自身の内面にある差別意識を問い糾すことなのだ」と気づきました。「なぜ事実でもないことを信じていたのか」「なぜ部落についてマイナスイメージで考えていたのか」など誤った考えを持ち続けていた愚かさにも気づきました。そして、「糾弾が怖いのではない、差別意識を持ち続け人を差別することが怖いのだ」という思いに至りました。

糾弾を受けるまでは、「差別はしてはいけないことだ、しかし、差別をされる側にも原因がある」と私は差別をしていないと中立的な立場で考えていましたが、「差別に中立はない、するか、されるかどちらかだ」という指摘から、私の傍観者的立場が差別をする側であることに気づきました。そして、糾弾会は、何が差別なのか、なぜ差別意識を持つようになったのか、などを本音で語り合い、気づき合い、学び合う教育の場であると理解しました。「私たちは、部落差別だけを無くしてくれと言っているのではない。あらゆる差別を無くすために行動をしていただきたい」と、この糾弾会での結びの言葉が今も私の心のなかに残っています。

人のうわさに乗らない、差別に迎合しない、偏見を信じない、そのために事実はどうなのかを見極め、差別しないために学習を繰り返し、あらゆる差別問題の一つ一つを検証して、何が差別なのかを自分自身の内面に問い糾すこと、そして、差別の衣を一枚一枚脱ぎ去って、差別意識から解放放たれることを「解放」というのではないか。解放されていないのは差別意識に捕らわれている人の心ではないでしょうか、と。

「部落差別をはじめあらゆる差別を許さない みんなのいのちが輝くまちをつくろう」が、市人推協のテーマです。私たちは、差別をしない・許さない・みんなのいのちが輝くまちをつくるために、あらゆる差別問題を繰り返し学び合うことが大切と考えています。

## ❖ 住環境の整備は大きく進んだが、今なお残る差別意識

第二次世界大戦後、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を3原則とする新しい日本国憲法が公布、施行され、その第14条で、「法の下での平等」が規定されました。農地改革で地主、小作関係が改められ、家制度もなくなりました。労働者の団結権、争議権が保障され、小中学校を義務教育とし、男女共学などの民主的な教育が進められました。

ところが、部落差別に対する取り組みは弱く、就職差別による経済的な貧困が部落の人々の長期欠席や不就学をまねいており、教育水準の向上は進みませんでした。そのため、教育の機会均等を保障するための取り組みが各地で進められていきます。

1960（昭和35）年、政府は、内閣の諮問機関として同和対策審議会を設置し、1965（昭和40）年に答申（同和対策審議会答申）が出されました。答申は、部落差別が心理的差別（人々の意識の中にあって結婚差別などの原因となる）と実態的差別（生活環境や教育実態などに表れている）が互いに作用し合っており、環境改善、社会福祉、産業・職業、教育、人権問題の各分野にわたって、誰の目にも明らかだった周辺地域との格差を是正するために、国は特別な措置を講じるべきであると結んでいます。

国の機関としてはじめて部落差別が現在もなお存在していることを認め、その解決のための基本的な方向を明らかにしたことは、大きな意味を持つものでした。

1969（昭和44）年、同和対策事業特別措置法が施行され、国及び地方自治体が行政として本格的な同和対策事業を行うようになり、特に、不良住宅が密集し、衛生・安全等に関し有害または危険の恐れのある生活環境の劣悪さの改善は大きく進みました。

▼同和対策事業 前



▼同和対策事業 後



同和対策の特別措置法は、2002（平成14）年3月末日に失効しましたが、その後においても本市では、今なお差別落書きや差別発言などの事件が多発しています。日常生活の中で聞き合わせによる結婚差別や土地差別は、部落差別そのものです。

このように、生活環境は改善されましたが、いまだに厳しい部落差別があるのが現状です。国民的課題である部落差別があるかぎり、基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、<sup>しんし</sup>真摯に施策を実施していかなければなりません。

本市では、2008（平成20）年10月から施行された「野州市まちづくり基本条例」の第3条（人権の尊重）に、「1. 市民は、すべての活動において、相互に認め合い、思いやり、互いの人権を尊重します。2. 市民はいかなる事由による差別も受けず、人として尊重される権利を持ちます。」と、規定されています。



## 部落差別は、今なお生きています

差別発言事件が起こっています。

差別落書きも後を絶ちません。

インターネット上には面白おかしく被差別部落に対する差別書き込みが溢<sup>あふ</sup>れています。

新たな部落地名総鑑が見つかりました。部落地名総鑑のフロッピーディスクも見つかりました。

悪質な差別図書、部落地名総鑑は、情報化社会の中で今も生きています。

身元調査を依頼する人たちがいます。不正に戸籍を取得して売買している人たちがいます。

一通数百円の戸籍謄本が、数千円、数万円で売買されています。

このような状況で、部落差別は本当になくなったといえるのでしょうか。

部落差別は、今なお人から人へ予断や偏見を持って伝承されているのではないのでしょうか。

そんな流れを断ち切りませんか。みんなの力をあわせて。

（「部落差別は今」参考）

残念ながら、未だに多くの人のなかに、依然部落差別意識が、今なお生き続けています。そのなかには部落問題への理解が欠けたことによる「ねたみ」意識も生じています。

法律や制度があっても、人々の潜在意識のなかにある差別心を払拭することは、容易なことではありません。まず自分のなかにも「思い込み」や「偏見」があることに気づき、それをなくすことが、自分も含めたすべての人が幸せに生きることに繋がります。

差別をなくすためには、自らが傍観者からの変革を行って、一人ひとりが「差別を許さない」という行動を起こさなければなりません。

差別をなくし、すべての人々が安心して幸せに暮らしていける野洲市にしていくために、私たちが何をすべきかを確認しておきたいと思います。

## 1

### 「差別とは何か」を理解することです。

差別は「他人事」ではありません。

差別とは、予断と偏見によって、人を軽べつし、人間の尊厳を傷つけたり、お互いに認め合わず、仲間外しをしたりすることです。

## 2

### 差別の不当性・犯罪性をしっかり認識することです。

差別は、私たちから可能性を奪い、未来を奪います。そして幸せを奪います。

## 3

### 差別者になりうる自分を自覚することです。

傍観者は、差別者です。

学習は、自分自身の差別心に気づくことから始まります。そのために、同和問題や人権問題をしっかり学習する必要があるのです。

## 4

### 差別撤廃に向けて、自分にできることを始めることです。

差別をしない・させない・許さない人間になるためには、まず自分が変わることです。

身近にある差別・不合理に気づく力を養い、行動につなげていくことです。